

長建協発第232号
平成23年8月18日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

職域におけるウィルス性肝炎対策に関する協力の要請について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ウィルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、厚生労働省におきまして、平成22年1月、肝炎対策基本法が施行され、同法に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める、肝炎対策基本指針（別紙）を本年5月16日に告示、公表したところであります。

ウィルス性肝炎につきましては、肝炎ウィルスに感染しているものの、感染の自覚のない者が多数存在すると推定されること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者・感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されております。

つきましては、労働者に対して、肝炎ウィルス検査の受診の呼びかけやプライバシー保護に十分配慮いただき、職場や採用選考時の差別を受けることのないよう正しい知識の普及について、全建を通じ同省健康局長及び労働基準局長、職業安定局長の連名により別添のとおり協力要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。